

○弘前大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定規則第 4 号)

改正

平成 23 年 3 月 14 日規則第 1 号

平成 24 年 9 月 26 日規則第 10 号 平成 25 年 8 月 2 日規則第 9 号
平成 27 年 3 月 20 日規則第 8 号 平成 27 年 9 月 14 日規則第 21 号
平成 28 年 3 月 18 日規則第 10 号 平成 29 年 3 月 24 日規則第 7 号
平成 29 年 10 月 16 日規則第 8 号 平成 30 年 4 月 13 日規則第 11 号
令和 2 年 3 月 19 日規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号。以下「省令」という。)第 13 条の規定に基づき、弘前大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、弘前大学学則(平成 16 年規則第 2 号)及び弘前大学大学院学則(平成 16 年規則第 3 号。以下「大学院学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(学士の学位授与の要件)

第 2 条 学士の学位は、本学を卒業した者に、学長が授与する。

(修士の学位授与の要件)

第 3 条 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者に、学長が授与する。

(博士の学位授与の要件)

第 4 条 博士の学位は、本学大学院の博士課程、博士後期課程又は後期 3 年博士課程(以下「博士課程」という。)を修了した者に、学長が授与する。

2 博士の学位は、前項の規定にかかわらず、本学大学院博士課程を経ない者であっても、学位論文を提出して学位授与を申請し、その審査に合格し、かつ、専攻学術に関し、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、学長がこれを授与する。

(教職修士(専門職)の学位授与の要件)

第 4 条の 2 教職修士(専門職)の学位は、本学大学院の専門職学位課程を修了した者に、学長が授与する。

(学位論文の提出)

第 5 条 大学院学則第 25 条から第 28 条の規定に基づき、修士又は博士の学位論文の審査を申請する者は、学位論文審査願(様式第 1)に論文目録(様式第 3), 学位論文, 履歴書(様式第 4)及び国立大学法人弘前大学の研究活動の不正行為への対応に関する規程(平成 19 年規程第 14 号)第 5 条第 3 項に規定する研究倫理教育(以下「研究倫理教育」という。)の受講を証明する書類を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 第 4 条第 2 項の規定に基づき、博士の学位授与を申請する者は、学位申請書(様式第 2)に学位論文、論文目録(様式第 3), 履歴書(様式第 4), 研究倫理教育の受講を証明す

る書類及び学位論文審査手数料 57,000 円を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、本学大学院の博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、退学したときから 1 年以内に学位論文の審査を申請する場合は、学位論文審査手数料の納付を免除する。

(学位論文審査の付託)

第6条 学長は、前条の申請を受理したときは、研究科長に通知し、研究科長はこれを当該研究科教授会又は研究科委員会(以下「研究科教授会等」という。)の審査に付さなければならない。

(学位論文)

第7条 学位論文は、自著 1 編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

- 2 審査のため必要があるときは、学位論文の副本、訳文、模型又は標本等の材料を提出させることがある。

(受理した学位論文及び学位論文審査手数料)

第8条 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、返付しない。

(審査委員)

第9条 研究科長は、学位論文が審査に付されたときは、研究科教授会等の議を経て、当該研究科担当の教授(以下「教授」という。)のうちから、主査 1 名及び副査 2 名以上の審査委員を選出して、その審査を委嘱しなければならない。

- 2 研究科長は、必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、研究科教授会等の議を経て、教授以外の当該研究科担当の准教授、講師又は助教を審査委員に委嘱することができる。
- 3 学位論文の審査に当たっては、当該研究科担当以外の教員の協力を得ることができる。

(審査期間)

第10条 修士の学位論文の審査及び最終試験は、在学期間に終了するものとする。

- 2 博士の学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、学位論文又は学位授与の申請を受理した後 1 年以内に、学位を授与できる者が否かを決定できるよう終了しなければならない。ただし、第 4 条第 2 項の規定により学位授与を申請した者については、特別の理由があるときは、研究科長は、研究科教授会等の議を経て、その期間を延長することができる。

(最終試験)

第11条 最終試験は、学位論文の審査が終わった後に学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(課程を経ない者の学力の確認の方法)

第12条 第4条第2項の学力の確認は、口頭試問及び筆答試問により行い、外国語については、研究科教授会等の議を経て研究科長が、特別の理由があると認めた場合を除き、2種類を課するものとする。

2 前項において、申請者が本学大学院の博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上、必要な研究指導を受けて退学した者で、かつ、退学したときから3年以内に学位論文の審査を申請した者であるときは、学力の確認を免除する。

(審査委員の報告)

第13条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、直ちにその結果を研究科長に報告しなければならない。

(研究科教授会等の認定)

第14条 研究科長が、研究科教授会等の議を経て学位を授与できる者と認定するには、構成員(海外出張中、休職中、その他、研究科長が研究科教授会等の議を経て、やむを得ない理由があると認めた者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、その3分の2以上の賛成がなければならない。

2 研究科長が、研究科教授会等の議を経て、必要と認めたときは、当該研究科教授会等の構成員以外の当該研究科担当の教員を出席させることができる。

(研究科長の報告)

第15条 研究科長は、研究科教授会等の議を経て、学位授与の可否について認定したときは、修士又は博士にあっては学位論文に学位論文審査要旨及び最終試験又は学力確認の結果を、教職修士(専門職)にあっては学修の成果の審査結果を添えて、学長に報告しなければならない。ただし、当該認定において、学位を授与できない者と認定したものについて、最終試験又は学力の確認を要しないものであったときは、当該結果の添付を要しないものとする。

(学位記の授与等)

第16条 学長は、第2条の規定による者については、学士の学位記(様式第5)を授与する。

2 学長は、前条の報告を踏まえ、第3条、第4条第1項及び第4条の2の規定による者については課程修了の可否を、第4条第2項の規定による者については学位論文の合否を決定し、課程修了者又は学位論文の合格者には修士、博士又は教職修士(専門職)の学位記(様式第6から様式第9まで)を授与し、不合格者には、その旨通知するものとする。
(専攻分野の名称の付記)

第17条 本学が授与する学位には、次により専攻分野の名称を付記するものとする。

学位の別	学部(学科等)又は研究科の別	専攻分野の名称
学士	人文社会科学部	人文社会科学
	教育学部	教育学

	医学部	医学、看護学、保健学又は心理学
	理工学部	理工学
	農学生命科学部	農学生命科学
修士	人文社会科学研究科	人文社会科学
	(削る)	(削る)
	保健学研究科	看護学又は保健学
	理工学研究科	理工学
	農学生命科学研究科	農学生命科学
	地域共創科学研究所	地域共創社会学、地域共創工学、地域共創農学又は地域共創経営学
博士	医学研究科	医学
	保健学研究科	保健学
	理工学研究科	理学又は工学
	地域社会研究科	学術
教職修士(専門職)	教育学研究科	

(学位論文要旨等の公表)

第 18 条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 か月以内に、その学位論文の内容の要旨及び学位論文審査の結果の要旨を原則として弘前大学学術情報リポジトリの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第 19 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、その学位論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、当該研究科長の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その学位論文の全文を求めるに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前 2 項の規定により公表する場合は、その学位論文に「弘前大学審査学位論文」と明記しなければならない。
- 4 博士の学位を授与された者が行う第 1 項及び第 2 項の規定による公表については、原則として弘前大学学術情報リポジトリの利用により行うものとする。

(学位の名称使用)

第 20 条 学位を授与された者は、その学位の名称を用いるときは、弘前大学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第21条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為があったときは、当該学部長又は当該研究科長の申し出により、教育研究評議会の議決を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位授与の報告)

第22条 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条に定めるところにより文部科学大臣に報告するものとする。

(修士の学位論文に関する規定の適用)

第22条の2 特定の課題についての研究の成果(以下「特定課題研究成果」という。)の審査を申請する者については、この規程中、修士の学位論文の審査に関する規定は、特定課題研究成果の審査に関する規定として適用する。

(その他の定め)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学部又は研究科ごとに別に定める。

(規則の改廃)

第24条 この規則を改廃するときは、役員会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項の規定に基づく理工学研究科の博士後期課程及び地域社会研究科の課程を経ない者に対する博士の学位の授与は、同研究科の課程を経た者に対する博士の学位が授与された後に行うものとする。
- 3 廃止前の弘前大学学位規則(昭和46年規則第10号)は、この規則の施行にかかわらず、平成16年3月31日に本学に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者が本学に在学しなくなる日までの間、なおその効力を有する。

附 則

この規則は、平成17年1月17日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 医学研究科に係る学位及び専攻分野の名称は、改正後の第17条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 平成 18 年度以前の入学者については、改正後の第 17 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第 4 条第 2 項の規定に基づく保健学研究科の博士後期課程を経ない者に対する博士の学位の授与は、同研究科の課程を経た者に対する博士の学位が授与された後に行うものとする。

附 則(平成 23 年 3 月 14 日規則第 1 号)

この規則は、平成 23 年 3 月 14 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 26 日規則第 10 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度以前に保健学研究科の博士前期課程に入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第 17 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 8 月 2 日規則第 9 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 8 月 2 日から施行する。
- 2 改正後の第 18 条及び第 19 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以降に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日規則第 8 号)

この規則は、平成 27 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 14 日規則第 21 号)

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 18 日規則第 10 号)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度以前の入学者及び平成 27 年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(平成 29 年 3 月 24 日規則第 7 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 10 月 16 日規則第 8 号)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 29 年度以前の入学者及び平成 29 年度以前の入学者の属する年次に転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(平成 30 年 4 月 13 日規則第 11 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 13 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 19 日規則第 6 号)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年度以前に教育学研究科の修士課程に入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第 17 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第 1(第 5 条第 1 項の規定による学位論文審査願)

学位論文審査願

[別紙参照]

様式第 2(第 5 条第 2 項の規定による学位申請書)

学位申請書

[別紙参照]

様式第 3

論文目録

[別紙参照]

様式第 4

履歴書

[別紙参照]

様式第 5(第 2 条の規定により授与する学位記)

学位記

[別紙参照]

様式第 6(第 3 条の規定により授与する学位記)

学位記

[別紙参照]

様式第7(第4条第1項の規定により授与する学位記)

学位記

[別紙参照]

様式第8(第4条第2項の規定により授与する学位記)

学位記

[別紙参照]

様式第9(第4条の2の規定により授与する学位記)

学位記

[別紙参照]